（略）	（略）
新潟県	ＩＣＳ六号、あきあかね、あきたこまち、あきだわら、いのちの壱、えみのあき、笑みの絆、縁結び、華麗舞、キヌヒカリ、恋初めし、こしいぶき、越路早生、越のかおり、コシヒカリ、五百川、春陽、新之助、千秋楽、ちほみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、トドロキワセ、どんとこい、和みリゾット、なごりゆき、なつひめ、にじのきらめき、農林一号、はえぬき、はたはったん、葉月みのり、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、みずほの輝き、ミルキークイーン、やまだわら、ゆきの精、ゆきん子舞及び夢ごこち
（略）	（略）
宮崎県	あきげしき、あきたこまち、あきだわら、おてんとそだち、黄金錦、コシヒカリ、さきひかり、つや姫、夏の笑み、にこまる、ひとめぼれ、ひなたみのり、ヒノヒカリ、ほしじるし、まいひかり、み系三五八、宮崎五二号及びミルキークイーン
（略）	（略）

ロ　（略）

㈢　（略）

附　則

1　この告示は、令和八年七月三十日から施行する。

2　令和七年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、裸麦及び大豆の銘柄については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第八百六十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第四条第二項（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年六月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者が当該農薬に暴露する程度が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。	一　当該農薬の使用に際し、法第三条第二項第四号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の被害防止方法を講じた場合においても、農薬使用者に対する暴露量が、当該農薬の毒性に関する試験成績に基づき農林水産大臣が定める基準に適合しないものとなること。
二～四　（略）	二～四　（略）

（略）	（略）
新潟県	ＩＣＳ六号、あきあかね、あきたこまち、あきだわら、いのちの壱、えみのあき、笑みの絆、縁結び、華麗舞、キヌヒカリ、恋初めし、こしいぶき、越路早生、越のかおり、コシヒカリ、五百川、春陽、新之助、千秋楽、ちほみのり、つきあかり、つくばＳＤ一号、つくばＳＤ二号、トドロキワセ、どんとこい、和みリゾット、なごりゆき、新潟一三五号、にじのきらめき、農林一号、はえぬき、はたはったん、葉月みのり、ヒカリ新世紀、ひとめぼれ、みずほの輝き、ミルキークイーン、やまだわら、ゆきの精、ゆきん子舞及び夢ごこち
（略）	（略）
宮崎県	あきげしき、あきたこまち、あきだわら、おてんとそだち、黄金錦、コシヒカリ、さきひかり、つや姫、夏の笑み、南海一八九号、にこまる、ひとめぼれ、ひなたみのり、ヒノヒカリ、ほしじるし、まいひかり、み系三五八、宮崎五二号及びミルキークイーン
（略）	（略）

ロ　（略）

㈢　（略）

附　則（略）

定義　（略）

二～十二　（略）

補則　（略）

第二　（略）